

【3】保護者等の収入の状況について（該当する□にチェック（☑）を付けてください。）

(1)  生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しており、生活保護（生業扶助）の受給を証明する書類を提出します。

(2)   ←（該当する提出書類の□にチェック（☑）を付けてください。）

非課税世帯であり、親権者（両親）2名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。

非課税世帯であり、親権者1名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。  
（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）  
・離婚・死別等により親権者が1名の場合  
家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合等  
後見人（ ）  
成年後見人が選任  
未成年後見人が複数選任されている場  
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権  
成年年齢の引き下げに伴い、在学中、7月1日時点で  
生徒が成人を迎えている場合は、保護者（父母等）を  
「主たる生計維持者」としてください。  
除く。

非課税世帯であり、主たる生計維持者（2）名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。  
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合  
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

非課税世帯であり、  
・親権者、未成年後見  
・成人に達している場  
生業扶助を受けていない場合、必ず  
署名又は記名・押印してください。  
証明書等を提出します。  
ない場合


チェックボックスの該当箇所に、必ずチェックを付けてください。

家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合等

成年年齢の引き下げに伴い、在学中、7月1日時点で生徒が成人を迎えている場合は、保護者（父母等）を「主たる生計維持者」としてください。

(3) ※(2)の場合は必ず署名又は記名・押印してください。（生業扶助世帯は記載不要）

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。

申請者（保護者等）氏名 千葉 花子 

【4】保護者等の情報について

ここでいう「住所」とは、住民票が置かれている住所になります。

個人番号カードの写し等又は証明書を添付する者の氏名、生年月日及び続柄を記載してください。  
個人番号カードの写し等を提出する場合は、令和4年1月1日時点の住所（市区町村まで）及び7月1日時点の住所（市区町村以降も含む）を記入してください。  
（申請書表面に記載した住所と同じ場合は、記載省略欄の□にチェック（☑）を付けてください）


（ふりがな）	ちば はなこ	（ふりがな）	ちば しろう
氏名	千葉 花子	氏名	千葉 四郎
高校生等との続柄	父・母 （その他）	高校生等との続柄	父・母 （その他）
生年月日	19△△年○月□日	生年月日	19▲▲年●月■日
<input type="checkbox"/> 申請書表面に記載した住所と同住所のため記載省略		<input type="checkbox"/> 表面の住所と1月1日、7月1日の住所がどちらかでも異なる場合は、お手数ですが、どちらも記入をお願いします。	
1月1日時点の住所	○ ○ 千葉 都道府県 千葉 市区町村	1月1日時点の住所	○ ○ 都道府県 × × 市区町村
7月1日時点の住所	千葉 都道府県 千葉 市区町村 中央区市場町1	7月1日時点の住所	千葉 都道府県 千葉 市区町村 中央区市場町1

表面と同住所の場合は☑してください。その場合、下段は記載不要です。

表面の住所と1月1日、7月1日の住所がどちらかでも異なる場合は、お手数ですが、どちらも記入をお願いします。

【5】 ※必ず署名又は記名・押印してください。

この申請書及び添付書類の内容について、県が市町村等の関係機関に対し照会を行うこと及び個人番号により地方税関係情報を取得することに異存ありません。

（署名又は記名・押印すること）申請者（保護者）氏名 千葉 花子 

【添付書類】今回添付した書類の□にチェック（☑）を入れること

必ず、署名又は記名・押印してください。

- 給付金受領口座届出書
- 生活保護（生業扶助）受給世帯であることを証する書類
- 個人番号カードの写し等
- 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を証する書類
- 申請者（保護者等）の住民票
- 健康保険証
- 扶養誓約書
- 在学証明書